

立教大学と理化学研究所との教育研究協力に関する協定書（抜粋）

立教大学（以下「大学」という。）と理化学研究所（以下「研究所」という。）は、相互に連携（以下「連携大学院方式」という。）し、大学の大学院理学研究科博士前期・博士後期課程における教育研究活動の一層の充実を図るとともに、研究所の研究活動推進に資することにより、わが国における学術の発展に寄与するために、次のとおり協定を締結する。

（客員教員の委嘱）

第1条 大学は、研究所と協議のうえ、大学の教授又は准教授として十分な見識・専門知識を有する研究所の研究者を、客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）に委嘱する。この場合の客員教員候補者の資格審査は、大学が行う。

（客員教員の委嘱期間）

第2条 客員教員は、毎年度委嘱される。ただし、再任を妨げない。

（研究指導）

第3条 客員教員は、研究所（必要に応じて大学）において、大学院学生に対し研究指導等を行うことができる。

（大学指導教員）

第4条 大学は、客員教員が研究指導等を行う大学院学生に対しては、大学指導教員を置くこととする。大学指導教員は、客員教員に協力して大学院学生の研究指導等を行う。

第5条（省略）

（研究指導に係わる大学の会議への出席）

第6条 客員教員は、大学の要請に応じ、研究所において必要と認める場合には、大学の大学院理学研究科の研究科会議等に出席する。

（研究指導を受ける大学院学生の数）

第7条 客員教員が研究指導を行うことのできる大学院学生は、原則として客員教員1名あたり毎年度若干名とする。

（大学院学生の授業科目の履修）

第8条 研究所において研究指導等を受ける大学院学生は、博士前期課程又は博士後期課程の修了に必要な授業科目を原則として大学で履修する。

（客員教員の学位審査）

第9条 客員教員は大学と研究所と協議のうえ、研究指導を行った大学院学生の学位審査を行うことができる。

（客員教員の公表）

第10条 大学は、客員教員の氏名等を大学が刊行する機関誌等に掲載することができる。

（大学院学生の研究所における身分）

第11条 研究所において指導を受ける大学院学生の資格・身分は、研究所の定めるところ

による。

(研究成果の公表)

第 12 条 大学院学生が研究所において研究指導を受けて得た研究成果の発表は、研究所の定めるところによる。ただし、学位論文に係る研究成果の公表は、大学の定めるところによる。

(工業所有権の取扱い)

第 13 条 大学院学生が研究所において研究指導等を受けてなした工業所有権等の権利（特許権・実用新案権・意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利）の帰属は、研究所の定めるところによる。

(研究所の施設・設備の使用)

第 14 条 研究指導を受ける大学院学生の研究所の施設・設備の使用については、研究所の定めるところによる。

(大学院学生の保険加入義務)

第 15 条 大学は、大学院学生が研究所において研究指導を受ける場合には、当該大学院学生が学生教育研究災害傷害保険に加入することを義務付けるものとする。

(事故への対応)

第 16 条 研究所において大学院学生が関与する事故が生じた場合は、事故発生の状況等について調査のうえ、大学と研究所が協議して対処するものとする。

(研究指導の継続への支障)

第 17 条 研究所における大学院学生の研究指導等に関し支障を生じた場合には、大学と研究所が協議して対処するものとする。

(協定の見直し)

第 18 条 この協定は、諸制度等の改正に応じて、随時見直しを図るものとする。

(協定に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項、若しくはこの協定書の解釈に疑義を生じた事項については、必要に応じてその都度、大学と研究所が協議のうえ、決定するものとする。

(協定の発効)

第 20 条 この協定書は、平成 10 年 4 月 1 日から効力を生じる。

第 21 条 (省略)